

都 介 第 321 号  
令和 2 年 5 月 1 日

高齢者施設・事業所 管理者 様

都城市介護保険課長  
(公印省略)

高齢者施設・事業所における新型コロナウイルスへの対応について (通知)

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため日々御対応いただき、心より御礼申し上げます。

4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、緊急事態宣言が行われ、4月16日に、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されました。

つきましては、下記の内容を御確認の上、対応をお願いします。

## 記

### 1 感染予防対策・備え

- (1) 国通知や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」を参考に、感染予防対策を改めて徹底してください。
- (2) 感染の疑いについてより早期に把握することが、感染拡大を防止する観点から重要であることから、次のことに留意してください。また、別紙の「日頃の備え」「感染疑い発生時」のチェックリストを活用してください。
  - ①利用者に対しては、日頃から健康状態や変化の有無等の把握（例えば、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認、複数の事業所を利用している場合における事業所間の情報共有等）
  - ②職員に対しては、出勤前の体温計測と発熱等の症状が認められる場合に出勤を行わないことの徹底（例えば、出勤前の体温計測に加え、事業所等に立ち入る前の再度の体温計測の実施等）を行うこと。あわせて、一人でも新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合は、速やかに保健所に報告すること。
- (3) 感染症が発生し、人員不足となった場合等に備え、業務の優先順位や法人内での応援体制の整備等により、サービスを継続するための事業継続計画（BCP）を策定する等、事前の対策に努めてください。

(裏面あり)

## 2 感染拡大を防止するためにサービス提供の縮小や自主休業する場合

入所者・利用者に対して必要な支援が提供されないことがないよう、本人やその家族、介護支援専門員等と相談するなどして、サービスの利用調整や代替サービスの確保等に努め、下記のとおり対応してください。

①居宅介護支援事業所等と連携し、利用者やその家族へ休業の事実や代替サービスの確保について、丁寧な説明を行ってください（代替サービスを提供する場合は、その内容や利用料金の説明が必須となります）。

説明は口頭でも構いませんが、同意を得たことを記録に残してください。

②利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所と連携して、休業している事業所からの訪問サービス等の適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携し、適切なサービスの提供を確保してください。

③介護保険課 指導担当へ速やかに一報を入れ、別紙「新型コロナウイルス感染症による臨時休業の実施報告書」を御提出ください。

## 3 職員や利用者等で感染が確認された者又は感染が疑われる者が発生した（PCR検査の対象となった）場合

介護保険課 指導担当へ速やかに一報を入れ、事故報告書を御提出ください。

## 4 報告先

介護保険課 指導担当

開庁時と閉庁時で連絡先が異なります。閉庁時の場合は、①②について、警備員にお伝えください。

### 開庁時（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

- ・介護保険課 指導担当直通 0986-23-2688
- ・介護保険課 代表電話 0986-23-2114

### 閉庁時（夜間、休日・祝日等）

- ・都城市役所 代表電話 0986-23-2111（警備員室に繋がります。）
- ①介護保険課へ連絡してほしいこと
- ②事業所名、担当者名、担当者連絡先

（文書取扱 指導担当）

電話 0986-23-2688